

大郷町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進行する本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その人材の定住、定着を図るとともに、地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、大郷町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(活動)

第2条 地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域産業の振興に関する活動
- (2) 地域資源（歴史文化・観光・特産品等）の発掘及び振興に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) 地域の行事及び活性化に関する活動
- (6) 地域住民の生活支援に関する活動
- (7) その他町長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 総務省が公表する「特別交付税措置に係る地域要件確認票」において定め条件不利地を除く3大都市圏内の都市地域又は政令指定都市から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させる者（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住・定着している者を除く。）
- (3) 心身ともに健康で、地域力の維持・強化に資する地域おこしに意欲があり、地域住民と協力して活動ができる者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに町内へ住民票を異動させるものとする。

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の末日までとする。

2 隊員の委嘱期間を延長する場合には、1年ごとに期間を延長することとする。

(勤務条件等)

第5条 隊員の身分は、大郷町非常勤職員取扱要綱（平成23年大郷町訓令第7号）に規定する非常勤職員とする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬は、月額166,000円とする。

2 町長の命により隊員が出張した場合の旅費は、大郷町職員等の旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第20号）に定める一般職員に支給する旅費の例による。

(活動に関する経費)

第7条 町長は、第2条に規定する活動に必要な住宅・車両・物品は、予算の範囲内で貸与又は支給する。

(副業)

第8条 隊員は、第2条に規定する活動の妨げにならない範囲において、大郷町が支給する報酬以外の収入を得ようとするときには、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(活動時間)

第9条 隊員の活動時間は、1週間につき35時間を超えない範囲内において所属長が定める。

(身分証明書の携帯)

第10条 隊員は、第2条に規定する活動を行うときは、常に身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動報告)

第11条 隊員は、第2条の活動の実施状況について、地域おこし協力隊活動日誌(様式第2号)及び地域おこし協力隊活動状況報告書(様式第3号)に記録し、活動を行った日の属する月の翌月5日まで、町長に報告しなければならない。

(退職)

第12条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望するときは、退職希望日の30日前までに、町長が指示するところによる退職願を町長に提出しなければならない。

(解嘱)

第13条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、隊員活動の継続に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退職願を提出したとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 事前の協議等がなく大郷町から転出したとき。

(守秘義務)

第14条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(町の役割)

第15条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の年間活動計画の作成
- (2) 隊員が行う活動の総合調整
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、地域おこし協力隊について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

（表面）

写 真	身分証明書 氏名
大郷町地域おこし協力隊員であることを証明する。 年 月 日	
宮城県大郷町長 印	

（裏面）

注意事項
1 この証明書は、職務を遂行するときに常に携帯し、関係者から請求があったときは提示しなければならない。
2 この証明書の記載事項を訂正した場合は無効になる。
3 この証明書を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 この証明書は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。
5 この証明書の有効期間は、下記のとおりとする。 年 月 日～ 年 月 日

様式第2号（第11条関係）

地域おこし協力隊活動日誌

隊員氏名

㊟

月	日	活動時間	活動内容	確認印
月				
	受入先 記入欄	上記のとおり活動したことを証明します。 年 月 日 職氏名		

様式第3号（第11条関係）

地域おこし協力隊活動状況報告書

大郷町長 殿

隊員氏名



次のとおり活動したことを報告します。

活動報告月	年 月分
1. 実施した活動の概要・状況	
2. 翌月の活用内容予定	
3. 特記事項	
4. その他要望事項等	